

思い出記念旅行補助制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人香川県教職員互助会定款第4条(1)の規定に基づき実施する思い出記念旅行補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助の条件)

第2条 会員(会員の資格を喪失した日から1年以内の者を含む。以下同じ。)であって当該会員の会員期間が25年以上のもの(補助金の交付を受けた会員を除く。)が旅行する場合において、その旅行に要する経費(家族を同伴する場合は、その旅行に要する経費を含む。)の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

(補助金の額等)

第3条 前条に規定する補助金の額は、60,000円以内で旅行に要する経費以内の額とし、一般財団法人香川県教職員互助会が指定する旅行会社の店舗において旅行を手配する場合に、交付するものとする。

(補助申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は旅行出発予定日の1月前までに、思い出記念旅行補助金交付申請書(別紙様式)を所属所長を経由して理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定をするものとする。

2 理事長は前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を所属所長を経由して当該申請者に通知するものとする。

(特殊の期間の通算)

第6条 会員が出向等により、会員でなかった期間のうち、次に掲げる期間は第2条の会員期間であったものとみなす。

- (1) 香川県職員互助団体に関する条例(昭和38年香川県条例第22号)第2条第1号又は第3号に規定する互助団体に加入していた期間
- (2) 香川県内の国立学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校をいう。)に勤務していた期間
- (3) 高松第一高等学校に勤務していた期間
- (4) 都道府県間の人事交流により他都道府県に勤務していた期間
- (5) その他理事長が認めた期間

(補助の条件の緩和)

第7条 理事長は、特に補助金の交付をすることが必要であると認めた者については、第2条の規定にかかわらず補助の条件を緩和することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 第2条の規定は、平成6年3月31日以前に会員の資格を喪失した者については適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 第2条の規定は、平成7年3月31日以前に会員の資格を喪失した者（改正前の思い出記念旅行補助制度要綱別表1に掲げる所属所に勤務していた者を除く。）については適用しない。
- 3 実施日の前に、改正前の思い出記念旅行補助制度要綱の規定により受けた補助金は、改正後の思い出記念旅行補助制度要綱の規定による補助金とみなす。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。